

「衆参正副議長による議論のとりまとめ」に対する民進党の意見

○「皇室典範の一部を改正する法律案」と「天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第 号）」（後者を以下「特例法」という）とは別法案として提出されるべきである。

○「皇室典範の一部を改正する法律案」に示される皇室典範附則案として、「この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第 号）は、この法律と一体をなすものである。」と提示されているが、最初に出てくる「退位」とは、特例法の名称とは別個の普通名詞としての「退位」であることを前提に、この附則により退位が事実上恒久的に制度化されたものと理解する。

○本附則を規定することと「退位は例外的措置であること」は必ずしも論理必然の関係にはない。民進党は、退位は例外的措置であるとの立場には立たない。

○特例法に盛り込まれた事情は、将来の天皇の退位の際の考慮事情として事実上要件化されたものと理解する。

○「今上陛下の『おことば』とその発表以降の退位に関する国民の理解と共感」については、「退位が今上陛下のお気持ちに反していない」という事情が読み込まれているものと理解する。

○天皇が「日本国の象徴」であり、また天皇の現況等には個別具体的事情が含まれることから、必ずしも退位の時期の決定手続きに限らず、三権の長と皇族二方が委員となる皇室会議の関与を積極的に検討すべきであると考えます。

○安定的な皇位継承を確保するための女性宮家の創設等については、政府においても検討することを否定するものではないが、一方国会において議論を開始すべきであり、1年を目途に結論を示すべきである。

○「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」という名称が示すように、政府の有識者会議は極めて限定的な課題を扱っており、名称なども含めて見直すべきである。